

土地や家屋などの固定資産

変更時には手続きを忘れずに

問い合わせは
固定資産の名義変更については資産税課 ☎898-6216
土地の利用状況変更については同課 ☎898-6219
新増築家屋の調査については同課 ☎898-6218

固定資産の名義変更 未登記でも申請を

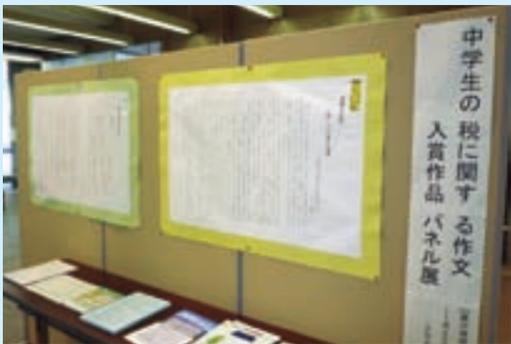
土地や家屋などの固定資産を所有している人が亡くなったときは、名義変更の手続きが必要で、登記してある場合は、法務局に相続登記の申請を、登記していない場合は、未登記家屋所有者変更申請書を市役所資産税課に提出して

ください。名義変更を行う場合は、相続人の中から代表者を選び、現所有者申告書を市役所資産税課か大胡・宮城・粕川・富士見の各支所へ提出してください。

土地の利用状況変更は 早めに手続き

土地の利用状況が次のよう変わった場合、所有者は住

中学生の書いた 税の作文を展示します



税の仕組みや目的を考え、理解を深めるため、中学生の作文を展示します。
日時＝①11月5日(金)～17日(水)②11月9日(火)～19日(金)
会場＝①は県庁②は市役所 1階市民ロビー

問い合わせは **収納課 ☎898-5977**

宅用地異動申告書を市役所資産税課へ提出してください。
 ①店舗などが住宅に改造された住宅用地になった。
 ②住宅が店舗などに改造された住宅用地でなくなった。
 ③店舗などの併用住宅で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった。
 ④廃業などに伴い工場・店舗などの事業用家屋を住宅用の物置などに変更した(住宅と同一の敷地内にあり事業用物品などを撤去した家屋に限る)。
 ⑤住宅用地の一部を貸駐車場にしたか貸駐車場を廃止した。
 なお③から⑤の場合、住宅用地特例が適用される面積に変更が生じる場合があります。

新増築した家屋を 調査のため職員が訪問

ことし1月2日以降に新増築した家屋は、来年度から固定資産税の課税対象となります。家屋の評価額を算定するため、市職員が家屋調査に伺います。調査時間は約1時間。事前に手紙や電話で連絡をします。都合の良い日時を伝えてください。

また、新増築に伴い取り壊した家屋がある場合は、調査の時に申し出てください。

不妊治療費の一部を助成しています

本市では不妊治療を行っている人に対して、下表のとおり医療費の一部を助成しています。申請には医師の証明書などが必要です。詳しくはこども課に問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

問い合わせは **こども課 ☎220-5703**

申請期間＝来年3月31日(木)まで

一般不妊治療費助成	対象となる不妊治療	<ul style="list-style-type: none"> ●不妊検査 超音波検査・ホルモン検査・子宮卵管造影検査・精液検査・そのほか医師が必要と認めた不妊検査 ●不妊治療 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を除く不妊治療 ●人工授精
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ●4月1日～来年3月31日において不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1以内とし、5万円を限度(100円未満切り捨て) ●同一の夫婦に対しては、年度につき1回とし、通算して2年の助成
特定不妊治療費助成	対象となる不妊治療	体外受精・顕微授精
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ●4月1日～来年3月31日において不妊治療に要した医療費で、1回当たり15万円を限度 ●同一の夫婦に対しては、年度につき2回とし、通算して5年の助成
	要件	次のすべてを満たす人。 <ul style="list-style-type: none"> ●不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ●夫婦の双方または一方が、本市に住所を有している ●医療保険法における被保険者または被扶養者である ●申請日において市税の滞納がない

11月はねんきん月間 身近で大切な年金について考えよう

■年金は世代と世代の支え合い

国民年金は働く世代が高齢者世代を支える世代間扶養。働く世代が負担する保険料が高齢者の収入(年金給付)になります。

■納めた保険料を上回る年金給付を保障

国民年金は、生涯にわたり受け取ることができます。基礎年金の給付に必要な費用の2分の1が国の負担で賄われています。

■不測の事態にあなたを支える

病気やケガで働けなくなったときや一家の支え手が亡くなったときに、障害基礎年金や遺族基礎年金があ

なたやあなたの家族を支えます。

■保険料は必ず納めましょう

これらの利点を受けるためには保険料を納めていることが必要です。保険料は金融機関やコンビニエンスストアで直接納められるほか、口座振替やクレジットカード、インターネット、携帯電話などで納付できます。経済的に納めることが難しい人には、免除になる制度があります。

問い合わせは
市民課 ☎898-6254
前橋年金事務所 ☎231-1706

国民年金の種類(受けられる資格があっても、請求をしないと受給できません。詳細については問い合わせてください)

3つの基礎年金があなたをサポート		
種類	対象	受給額
老齢基礎年金	国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が25年以上ある人が、65歳から受けられます。	79万2,100円(平成22年度 満額)
障害基礎年金	初診日(病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金に加入していた人(20歳前や60歳以上65歳未満の人を含む)が、一定の障害の状態になったときに受けられます。	(1級) 99万100円(平成22年度 定額) (2級) 79万2,100円(")
遺族基礎年金	国民年金加入中に死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したときに、その人に生計を維持されていた子のある妻、または子に支給されます。	子のある妻 102万円(平成22年度) 子のみ 79万2,100円(") ※子が2人以上の場合には、さらに加算があります。

※障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日や死亡日の属する月の前々月までの公的年金加入期間のうち、納付または免除期間が3分の2以上であること、または最近1年間に滞納がないことが必要。

前橋税務署からの お知らせ

■青色申告決算説明会

青色申告決算書の作成方法や注意点などの説明会を開催します。

日時＝12月6日(月)〈営業・不動産所得〉午前10時～正午〈農業所得〉午後2時～4時

会場＝県前橋合同庁舎(上細井町)

■税務上の取り扱いを変更します

相続や贈与などにより取得した生命(損害)保険契約などに係る年金の所得税の取り扱いが変更されました。これにより、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

問い合わせは **前橋税務署 ☎224-4371**

住民税の特別徴収 事業主は手続きを

給与から所得税を源泉徴収している事業主は、法律や条例で個人住民税を特別徴収する義務があります。特別徴収とは、個人住民税を給与から天引きして市区町村へ納入する方法。まだ実施していない事業主は手続きをしてください。

特別徴収は、所得税の源泉徴収と異なり、税額計算や年末調整は必要ありません。従業員の住む市区町村から通知される、1年間に給料から差し引く税額を、12回に分けて天引きします。そのため1年間の税額を4回で納める普通徴収と比べて1回分の負担が軽くなります。また、払い忘れや従業員が金融機関などへ出向く手間がなくなるなどのメリットがあります。

問い合わせは **市民税課 ☎898-6206**